

政令案、省令案のパブリックコメントについて

フロン回収・破壊法の一部改正を踏まえ、今後、以下の政令案、省令案について広く一般の意見を求めるため、9月下旬（予定）より30日間、意見の募集（パブリックコメント）を実施することとし、この結果も踏まえ、政省令の改正、制定を行う予定としております。

（1）特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の改正案

都道府県知事が報告を求めることができる対象者及び場合について規定するとともに、都道府県知事が、その職員に立ち入りさせることができる場所及び検査させる設備等について規定します。

（2）特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の改正案

- ・ 第一種特定製品廃棄等実施者がフロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡す際に交付する書面、第一種特定製品廃棄等実施者がフロン類の引渡しを他の者に委託する場合に交付する書面等の記載方法、記載事項、保存期間等を規定します。
- ・ 第一種フロン類回収業者が第一種特定製品の整備の際に回収したフロン類についての帳簿への記載方法、都道府県知事への届出方法等を規定します。

（3）特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき、特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令案

特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に対し説明する書面の記載事項について規定します。

詳細については添付資料を用意し、参照していただく予定です。

添付資料（案）

- （資料１）特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令案
- （資料２）特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
- （資料３）特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第１９条の２第１項の規定に基づき、特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令案
- （参考）フロン回収・破壊法の改正の概要